

特定商取引に関する法律の一部を改正する法律案

資料 3

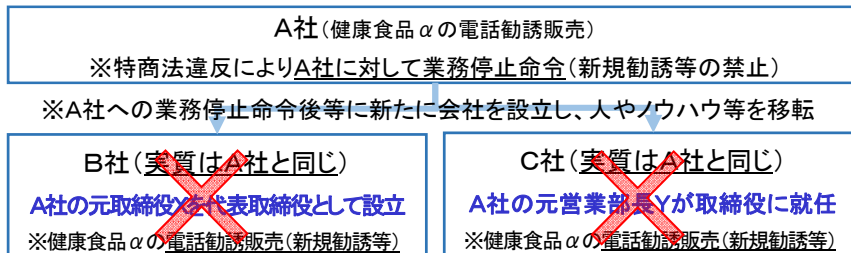
訪問販売など消費者トラブルを生じやすい**特定の取引類型を対象**とした、事業者による**不公正な勧誘行為等の取り締まり等**。

1. 悪質事業者への対応

〇次々と法人を立ち上げて違反行為を行う事業者への対処

- ・業務停止を命ぜられた法人の**取締役**やこれと**同等の支配力を有すると認められるもの等**に対して、停止の範囲内の業務を新たに法人を設立して継続すること等を禁止する。[違反した場合、個人は3年以下の懲役又は300万円以下の罰金、法人は3億円以下の罰金<新設>]

【対応イメージ】



〇業務停止命令の期間の伸長(最長1年→2年)

〇行政調査に関する権限の強化

- ・「質問」に関する権限の追加等。[違反した場合、個人は6月以下の懲役又は100万円以下の罰金、法人は100万円以下の罰金<新設>。なお、報告徴収・立入検査等の他の検査忌避についても同様に懲役刑を追加。>]

〇刑事罰の強化

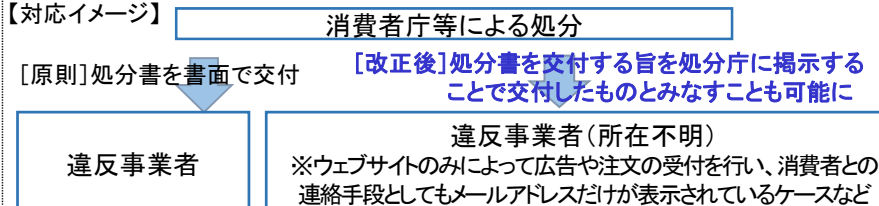
- ・不実告知等に対する法人への罰金を300万円以下から1億円以下に引き上げ
- ・業務停止命令違反に対する懲役刑の上限を2年から3年に引き上げ 等

2. 所在不明の違反事業者への対応

〇所在不明の違反事業者に対する公示送達による処分

- ・違反事業者の所在が不明な場合に、処分書を交付する旨を一定期間掲示することにより事業者に交付されたものとみなし(**公示送達**により)処分を可能とする。

【対応イメージ】



3. 消費者利益の保護

〇消費者利益の保護のための行政処分規定の整備

- ・処分事業者(業務停止命令を受けた悪質事業者を想定)に対して、**消費者利益を保護**するために必要な措置を指示できることを明示することとする。[違反した場合、業務停止命令及び刑事罰(個人は6月以下の懲役又は100万円以下の罰金、法人は100万円以下の罰金<指示違反行為に懲役刑を追加>)]

【対応イメージ】

不実告知を行っていた事業者に、不実告知により行政処分があった旨の既存顧客への通知や返金を求める消費者への適切な対応(計画的な返金の実施等)等を指示する。 など

4. 過量販売への対応

〇電話勧誘販売における過量販売規制の導入(訪問販売ルールの拡張)

- ・電話勧誘販売において、消費者が日常生活において**通常必要とされる分量を著しく超える商品**の売買契約等について、行政処分(指示等)の対象とするとともに、申込みの撤回又は解除を行うことができるようにする(消費者にその契約を締結する**特別の事情がある場合を除く**)。

【過量のイメージ】

- ◇寝具(4か月で6回購入)
- ◇化粧品(72本の化粧水と乳液、2,160袋のパウダーを購入) など

5. その他

〇訪問販売、通信販売及び電話勧誘販売における規制対象の拡大(指定権利制の見直し)

〇通信販売におけるファクシミリ広告への規制の導入(電子メール広告における規制の拡充)

- ・ファクシミリ広告を請求等していない消費者に対するファクシミリ広告の提供を禁止する(オプトイン規制)。

〇指示の公表規定の整備

〇取消権の行使期間の伸長

- ・現在の6月から1年に伸長する。

〇施行期日は公布日から1年6月以内を予定

など